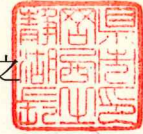


湖西市告示第 98 号

湖西市移住就業支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市移住就業支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

湖西市移住就業支援補助金交付要綱(平成 31 年湖西市告示第 145 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「法人を」を「ものを」に改め、同条第 3 号中「、及び」を「及び」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

- (4) 起業支援金 移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領に基づき静岡県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

第 3 条第 1 号に後段として次のように加える。

この場合において、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間(修学年限(高等専門学校にあつては 2 年)を上限とする期間に限る。)を次の(ア)及び(イ)に規定する期間とすることができる。

第 3 条第 1 号ア(ア)中「同じ」を「同じ。」に改め、同号ア(ウ)を削り、同号ウ(エ)中「補助金」を「地域未来交付金(地域未来推進型(移住・起業・就業事業))又はその前歴事業を活用した移住支援金(以下「支援金」という。)」に改め、同号ウ(エ)ただし書中「補助金」を「支援金」に改め、同条第 2 号ア(イ)中「静岡県が移住支援金の対象として静岡県移住・就業支援金求人サイト又は他の道府県における同様のサイトに掲載している求人」を「中小企業等」に改める。

第 4 条中「別表 1」を「別表」に改める。

第 5 条第 5 号中「別表 2 に掲げる」を「次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、

同表右欄に定める」に改め、同号に次の表を加える。

就業に係る補助金の交付を受けようとする者	就業証明書(移住就業支援補助金の申請用)(様式第2号)
テレワークに係る補助金の交付を受けようとする者	就業証明書(移住就業支援補助金(テレワーク)の申請用)(様式第2号の2)又は就業時間の証明書(移住就業支援金(テレワーク)の申請用)(様式第2号の3)
テレワークに係る補助金の交付を受けようとする個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約書その他の申請日以降にテレワークにより移住元の業務を継続して行うことが確認できる書類</li> <li>・開業届の写し又は確定申告書の写し</li> <li>・申請前3か月間において当該テレワーク業務の収入実態が確認できる書類(確定申告書の写しを提出する場合で、当該確定申告書の対象期間に申請前3か月の期間を含むときは、当該確定申告書の写し)</li> </ul>
関係人口に係る補助金の交付を受けようとする者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業証明書(移住就業支援補助金の申請用)(様式第2号)又は就業時間の証明書(移住就業支援金(テレワーク)の申請用)(様式第2号の3)</li> <li>・第3条第4号ア(ア)から(オ)までに掲げる要件に該当することを確認できる書類</li> </ul>
起業に係る補助金の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別区の法人等へ通勤していた者	東京特別区で通勤していた法人等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主	履歴事項全部証明書、開業届の写しその他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京特別区内の大学等へ通学し、かつ、東京特別区内の企業等へ就職した者(通学期間を本事業の移住元としての	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在学期間及び卒業校を確認できる書類</li> <li>・移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類</li> </ul>

対象期間とする場合に限る。)

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別表1を別表とし、別表2を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第 2 号の 3 中「 就業時間の証明書(移住就業支援金(テレワーク)の申請用) 」を  
「 就業時間の証明書(移住就業支援補助金(テレワーク)の申請用) 」に改める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市移住就業支援補助金交付要綱第 3 条及び第 5 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。